

令和6年度筑西市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

(趣旨)

- 1 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

(定義)

- 2 この方針に規定する用語の意義は、法の例による。

(適用範囲)

- 3 この方針は、筑西市の全組織における物品等の調達について適用する。

(対象物品等及び目標額)

- 4 市が調達する物品等及びその目標額は、次の表に定めるとおりとする。

対象物品等	目標額
(1) 物品（紙製品、食品類、農作物、縫製品等）	
(2) 役務（封入等軽作業、建物等の清掃、分別作業等）	110,000円
(3) その他市長が特に必要と認める物品等	

(調達の対象となる施設)

- 5 この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、主に次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所

- ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ・地域活動支援センター
- ・生活介護事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型、B型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ・重度障害者多数雇用事業所（※）

(※) 重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者支援施設等に準ずる者

- ・一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会（茨城県共同受発注センター）

(物品等の調達の推進方法)

- 6 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行うこととする。

(1) 調達の推進に必要な情報提供

本方針の所管部署となる筑西市保健福祉部障がい福祉課は、市の全ての組織に対し法の趣旨を説明するとともに、障害者就労施設等から供給可能な物品等の情報収集及び提供を行うこととする。

(2) 障害者就労施設等の発注機会拡大のための対応

物品及び役務の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、次の事項に配慮することとする。

(ア) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めることとする。

(イ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法を考慮するように努めることとする。

(ウ) 物品等の調達において、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努めることとする。

(エ) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努めることとする。

(調達契約)

7 市長は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮し、障害者就労施設等と随意契約を締結するものとする。

(調達実績の公表)

8 市長は、法第9条第5項の規定により、令和6年度における調達実績について令和7年5月末日までに概要を取りまとめ、市のホームページに掲載し、公表するものとする。

(担当)

9 この方針による事務処理の担当は、保健福祉部障がい福祉課とする。

(補則)

10 この方針に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、決裁の日から施行する。

(失効期日)

2 この方針は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。